

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p style="text-align: center;">共同研究契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正 <u>2026年 3月31日改正</u></p> <p>(目 次)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同研究契約標準契約書雛型 2. 共同研究契約約款 <ol style="list-style-type: none"> (1) 約款本文 <ol style="list-style-type: none"> 第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条） 第2章 変更手続（第12条－第13条） 第3章 概算払・確定（第14条－第21条） 第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol style="list-style-type: none"> 第1節 定義（第25条） 第2節 成果の取扱（第26条－第29条） 第3節 知的財産権（第30条－第37条の2） 第6章 雑則（第38条－第57条） 特記事項 附則 (2) 様式 (3) 別紙 (4) 共同研究費積算基準 	<p style="text-align: center;">共同研究契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正</p> <p>(目 次)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同研究契約標準契約書雛型 2. 共同研究契約約款 <ol style="list-style-type: none"> (1) 約款本文 <ol style="list-style-type: none"> 第1章 共同研究業務の実施（第1条－第11条） 第2章 変更手続（第12条－第13条） 第3章 概算払・確定（第14条－第21条） 第4章 取得財産の管理等（第22条－第24条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol style="list-style-type: none"> 第1節 定義（第25条） 第2節 成果の取扱（第26条－第29条） 第3節 知的財産権（第30条－第37条） 第6章 雑則（第38条－第57条） 特記事項 附則 (2) 様式 (3) 別紙 (4) 共同研究費積算基準

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>1. 共同研究契約標準契約書雛型（略）</p> <p>2. 共同研究契約約款</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第21条（略）</p> <p>（取得財産の管理等）</p> <p>第22条 乙が共同研究業務を実施するため、共同研究期間中に購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上 <u>（財産を改造するために購入又は製造したものであって取得価額が10万円以上の取得財産を含む。）</u> の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査により共同研究業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認したときをもって、契約書第3条第2項に定める負担割合を持分として、甲及び乙の共有とするものとし、同時に甲は、取得財産を乙が使用することを認めるものとする。</p> <p>2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産 <u>（ただし、財産を改造するために購入又は製造したものであって取得価額が10万円以上の取得財産を除く。）</u> の所有権については、乙が検収又は竣工の検査により共同研究業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認した時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>2の2 前二項の規定にかかわらず、取得財産が外国に所在する場合において、共同研究業務の態様及び実施場所における商慣行その他の事情を考慮し、甲が特段の取扱いを行うことが適当であると認めるときは、甲は、所有権の帰属時期その他前二項と異なる条件を別に定めて乙に指示することができ、乙はこの指示に従うものとする。</u></p> <p>第3項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、取得財産を共同研究業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲</p>	<p>1. 共同研究契約標準契約書雛型（略）</p> <p>2. 共同研究契約約款</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第21条（略）</p> <p>（取得財産の管理等）</p> <p>第22条 乙が共同研究業務を実施するため、共同研究期間中に購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をしたときをもって、契約書第3条第2項に定める負担割合を持分として、甲及び乙の共有とするものとし、同時に甲は、取得財産を乙が使用することを認めるものとする。</p> <p>2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産の所有権については、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、取得財産を共同研究業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>の承認を得た場合は、この限りでない。<u>なお、複数の者が共同で共同研究先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の共同研究契約を締結した場合等においては、乙は、当該複数の者に対して、当該事業を実施する目的に限り取得財産を使用させることができるものとし、この場合、甲の承認を得たものとみなす。</u></p> <p>第6項 ～ 第12項 （略）</p> <p>（取得財産の譲渡）</p> <p>第22条の2</p> <p>第1項 ～ 第3項 （略）</p> <p>4 譲渡価格は、取得価額の甲の持分に応じた額（以下「甲の取得価額」という。）から、甲の取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。<u>なお、取得価額が20万円未満の場合、年償却額は甲の取得価額を3で除した額（小数点以下四捨五入。）とする。</u></p> <p>【算定式】</p> $\text{譲渡価格} = \text{甲の取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12)$ $\geq \text{甲の取得価額} \times (5 \div 100)$ <p>第5項 ～ 第13項 （略）</p> <p>第22条の3 ～ 第30条の4 （略）</p>	<p>の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第6項 ～ 第12項 （略）</p> <p>（取得財産の譲渡）</p> <p>第22条の2</p> <p>第1項 ～ 第3項 （略）</p> <p>4 譲渡価格は、取得価額の甲の持分に応じた額（以下「甲の取得価額」という。）から、甲の取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。</p> <p>【算定式】</p> $\text{譲渡価格} = \text{甲の取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12)$ $\geq \text{甲の取得価額} \times (5 \div 100)$ <p>第5項 ～ 第13項 （略）</p> <p>第22条の3 ～ 第30条の4 （略）</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第31条 第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。）<u>の概要</u>につき、甲の指示に従い、甲に提出しなければならない。</p> <p>第3項 ～ 第6項（略）</p> <p>第32条（略）</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第33条 第1項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第33条の6、第34条、第34条の2 <u>並びに</u>第35条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第33条の2 ～ 第33条の3（略）</p> <p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第33条の4 共同研究業務に係る知的財産権の移転等に関し、第33条第3項第四号 <u>に基づき甲の承認を受けていない場合であって、同号ただし書イに規定する乙の子会社又は親会社が日本国外に存するとき</u>は、乙は事前に甲が別に定める知的財産権移転等届出書を甲に提出するものとする。</p>	<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第31条 第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。）につき、甲の指示に従い、<u>様式第10による共同研究業務成果報告届出書とともに</u>甲に提出しなければならない。</p> <p>第32条（略）</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第33条 第1項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第33条の6、第34条、第34条の2、<u>第35条並びに第36条</u>の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第33条の2 ～ 第33条の3（略）</p> <p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第33条の4 共同研究業務に係る知的財産権の移転等に関し、第33条第3項第四号 <u>ただし書及び第33条の3第1項の定めにより甲の承認を要しない場合は</u>、乙は事前に甲が別に定める知的財産権移転等届出書を甲に提出するものとする。</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>第2項 ～ 第4項（略）</p> <p>第33条の5 ～ 第34条の2（略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条</p> <p>第1項 ～ 第2項（略）</p> <p>3 乙は、共同研究業務に係る知的財産権を移転（第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、共同研究業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、第33条の3第1項又は第2項に規定する甲の承認書の写し及び移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>（知的財産権の実施）</p> <p>第36条 <u>削除</u></p>	<p>第2項 ～ 第4項（略）</p> <p>第33条の5 ～ 第34条の2（略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条</p> <p>第1項 ～ 第2項（略）</p> <p>3 乙は、共同研究業務に係る知的財産権を移転（第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、共同研究業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転したときは、第33条の3第1項又は第2項に規定する甲の承認書の写し及び移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>（知的財産権の実施）</p> <p>第36条 <u>乙は、共同研究業務に係る知的財産権を自ら利用したとき及び第三者に知的財産権を利用許諾（次項に規定するものを除く。）したときは、甲が別に定める知的財産権利用届出書を利用又は利用許諾した日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 乙は共同研究業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を受けて専用実施権等の設定又は移転の承諾をしたときは、第33条の3第2項に規定する甲の承認書の写しを添付して甲が別に定める知的財産権利用届出書を設定又は移転の日から60</u></p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p data-bbox="107 309 465 339">（技術研究組合に係る読替え）</p> <p data-bbox="85 357 1120 676">第37条 乙が組合であって、発明等に係る知的財産権が、発明等を行った者から権利の承継をした当該組合構成員に帰属する旨を定めた当該組合における規約等がある場合において、その適用について乙から甲に甲が別に定める知的財産権帰属届出書1通を提出したときは、乙を当該組合の構成員と読み替えて、第30条から第35条までの規定、<u>第37条の2の規定</u>、第54条に該当する第31条第3項から第6項までの規定、<u>第33条第2項から第5項までの規定</u>、第33条の2から第35条までの規定、<u>第37条の2の規定</u>並びに第57条の規定を適用する。</p> <p data-bbox="107 743 465 774"><u>（技術流出防止に係る対応）</u></p> <p data-bbox="85 791 1120 919"><u>第37条の2 乙は、共同研究業務の実施に当たり、甲が公募時等に提示する「NEDO研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を遵守するものとする。</u></p> <p data-bbox="85 936 1120 1064"><u>2 乙の責に帰すべき事由により、乙が技術流出防止策の基本方針に違反したときには、甲は乙に対し是正のために必要な指示を行うことができ、乙はその指示に従うものとする。</u></p> <p data-bbox="85 1131 492 1161">第38条 ～ 第42条 （略）</p> <p data-bbox="107 1228 465 1259">（不正行為等に対する措置）</p> <p data-bbox="85 1276 201 1307">第43条</p> <p data-bbox="85 1324 465 1355">第1項 ～ 第4項 （略）</p> <p data-bbox="85 1372 1120 1450">5 甲は、前項の検査の結果、<u>不正等の事実が確認できた場合の当該不正等に係る過払金及び確定後過払金（以下「不正等に係る過払金等」という）</u>の返還を乙に求</p>	<p data-bbox="1142 212 2078 242"><u>日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1160 309 1518 339">（技術研究組合に係る読替え）</p> <p data-bbox="1137 357 2172 676">第37条 乙が組合であって、発明等に係る知的財産権が、発明等を行った者から権利の承継をした当該組合構成員に帰属する旨を定めた当該組合における規約等がある場合において、その適用について乙から甲に甲が別に定める知的財産権帰属届出書1通を提出したときは、乙を当該組合の構成員と読み替えて、第30条から第36条までの規定、第54条に該当する第31条第3項から第6項までの規定<u>及び</u>第33条第2項から第5項までの規定、第33条の2から第36条までの規定並びに第57条の規定を適用する。</p> <p data-bbox="1160 743 1254 774"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1137 1131 1545 1161">第38条 ～ 第42条 （略）</p> <p data-bbox="1160 1228 1518 1259">（不正行為等に対する措置）</p> <p data-bbox="1137 1276 1254 1307">第43条</p> <p data-bbox="1137 1324 1518 1355">第1項 ～ 第4項 （略）</p> <p data-bbox="1137 1372 2172 1450">5 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該<u>確定後過払金</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>確定後過払金</u>の額につき民法</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>めるときは、当該<u>不正等に係る過払金等</u>の受領の日から納付の日までの日数に じ、不正等に係る過払金等の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した 利息、又は<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき年10.95%の割合により計算した 加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項 ～ 第8項 （略）</p> <p>第43条の2 ～ 第45条 （略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第46条</p> <p>第1項 ～ 第7項 （略）</p> <p>8 前項の場合、第33条第3項第一号、二号、三号及び四号、第33条第4項及 び第5項、第33条の3、第33条の4、第33条の5 <u>並びに</u>第35条の「知的財 産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項 （略）</p> <p>第47条 ～ 第52条 （略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第53条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項につい て乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、契 約書第3条第2項に定める負担割合により甲及び乙の負担とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価、<u>共 同研究業務に係る成果報告会</u>、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査等への 回答、<u>資料作成</u>、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p>	<p>第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>確定後過払金</u>の額につき年1 0.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第6項 ～ 第8項 （略）</p> <p>第43条の2 ～ 第45条 （略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第46条</p> <p>第1項 ～ 第7項 （略）</p> <p>8 前項の場合、第33条第3項第一号、二号、三号及び四号、第33条第4項及 び第5項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、<u>第35条並びに第36条</u> の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項 （略）</p> <p>第47条 ～ 第52条 （略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第53条 乙は、共同研究業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項につい て乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、契 約書第3条第2項に定める負担割合により甲及び乙の負担とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 共同研究期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価<u>等 に係る資料の作成</u>、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情報の 提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>三 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第54条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第39条、第40条若しくは第41条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第10条、第13条第7項、第16条第1項から第8項まで、第17条から第21条まで、第22条第2項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第22条の2第1項、第2項及び第6項から第13項まで、第22条の3、第23条、第26条第3項、第5項、第6項及び第8項、第27条、第28条、第29条第1項、第3項及び第4項、第30条の2、第30条の3、第30条の4、第31条第1項及び第2項、第33条から第35条まで、第37条から第39条まで、第42条、第43条、第44条から第47条まで、第49条から第51条まで、第51条の2第1項から第6項まで、第52条、第53条第1項第三号並びに第56条の2</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第55条 ～ 第56条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p> <p><u>第56条の2 乙は、外国において共同研究業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び財産等に係る手続を含む事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責</u></p>	<p>三 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第54条 甲及び乙は、共同研究期間が終了し、又は第39条、第40条若しくは第41条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第10条、第13条第7項、第16条第1項から第8項まで、第17条から第21条まで、第22条第3項から第7項まで及び第9項から第12項まで、第22条の2第1項、第2項及び第6項から第13項まで、第22条の3、第23条、第26条第3項、第5項、第6項及び第8項、第27条、第28条、第29条第1項、第3項及び第4項、第30条の2、第30条の3、第30条の4、第31条第1項及び第2項、第33条から第39条まで、第42条、第43条、第44条から第47条まで、第49条から第51条まで、第51条の2第1項から第6項まで、第52条並びに第53条第1項第三号</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第55条 ～ 第56条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p data-bbox="85 210 1093 242"><u>任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="85 306 295 338">第57条（略）</p> <p data-bbox="85 402 206 434">特記事項</p> <p data-bbox="85 450 439 481">第1条～第4条（略）</p> <p data-bbox="107 545 609 577">（<u>乙からの委託</u>契約等に関する契約解除）</p> <p data-bbox="85 593 1120 912">第5条 乙は、本契約に関する<u>乙からの業務の受託事業者等</u>（<u>受託事業者</u>（<u>受託</u>が数次にわたるときは、すべての<u>受託事業者</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>受託事業者</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>受託事業者</u>等との契約を解除し、又は<u>受託事業者</u>等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p data-bbox="85 928 1120 1104">2 甲は、乙が<u>受託事業者</u>等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>受託事業者</u>等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>受託事業者</u>等との契約を解除せず、若しくは<u>受託事業者</u>等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p data-bbox="85 1168 273 1200">第6条（略）</p> <p data-bbox="107 1264 497 1295">（不当介入に関する通報・報告）</p> <p data-bbox="85 1311 1120 1439">第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>受託事業者</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>受託事業者</u>等をして、これ</p>	<p data-bbox="1137 306 1348 338">第57条（略）</p> <p data-bbox="1137 402 1258 434">特記事項</p> <p data-bbox="1137 450 1491 481">第1条～第4条（略）</p> <p data-bbox="1160 545 1572 577">（<u>下請負</u>契約等に関する契約解除）</p> <p data-bbox="1137 593 2172 912">第5条 乙は、本契約に関する<u>下請負人等</u>（<u>下請負人</u>（<u>下請</u>が数次にわたるときは、すべての<u>下請負人</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>下請負人</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>下請負人</u>等との契約を解除し、又は<u>下請負人</u>等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p data-bbox="1137 928 2172 1104">2 甲は、乙が<u>下請負人</u>等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>下請負人</u>等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>下請負人</u>等との契約を解除せず、若しくは<u>下請負人</u>等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p data-bbox="1137 1168 1326 1200">第6条（略）</p> <p data-bbox="1160 1264 1550 1295">（不当介入に関する通報・報告）</p> <p data-bbox="1137 1311 2172 1439">第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>下請負人</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>下請負人</u>等をして、これを拒</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この標準契約書は、2026年4月1日から施行し適用する。</u></p> <p><u>2. 改正後の約款第33条の4第1項の規定は、2015年11月15日以降に締結した契約（変更契約を含む）から適用し、既に終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>3. 改正後の約款第35条第3項及び第4項並びに第36条の規定は、第1項の施行日前に締結した契約（変更契約を含む）にも適用し、既に終了した契約も含むものとする。</u></p> <p><u>4. 改正後の約款第37条の2の規定は、2026年4月1日以降に新たに公募する事業から適用し、これ以前に公募した事業については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>5. 改正後の約款第22条第2の2項、第43条第5項及び第56条の2の規定は、2026年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>6. 約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の2023年9月29日改正は、2009年4月1日（平成21年4月1日）以降に締結した契約から適用し、すでに終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p>(4) 共同研究費積算基準 (略)</p>	<p>否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p>(4) 共同研究費積算基準 (略)</p>